

日本ロシア思想史学会会則

- 第1条 (名称) 本会は「日本ロシア思想史学会」と称する。
- 第2条 (目的) 本会はロシア思想史の研究および普及活動を目的とする。
- 第3条 (事業) 第2条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。
①研究報告会の開催。
②機関誌の発行。
③共同の研究ならびに調査。
- 第4条 (会員) 本会はロシア思想史の研究および普及に従事する正会員をもって組織する。
- 第5条 (運営) 本会は毎年1回総会を開催し、本会の重要事項について審議する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。議事は出席正会員の過半数の同意をもって決定する。
- 第6条 (役員) 本会に次の役員をおく。
代表幹事 1名
幹事 5名
- 第7条 (役員選挙) 役員は会員による選挙によって選出され、総会の議決を経て承認される。ただし、役員選挙については別に定める。
- 第8条 (役員任期) 役員任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第9条 (事務局) 本会に事務局を設け、本会の事業に関わる事務を執り行うものとする。ただし、事務局の設置については別に定める。
- 第9条 (会費) 本会の事業に当てるため、会費を正会員から毎年1回徴収する。会費は普通会費を6,000円、維持会費を3,000円とする。ただし、応分の寄付については、これらのかぎりではない。
- 第10条 (会則改正) 本会則の改正は総会の議決を経て行う。